

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	と畜場法に基づく獣畜の解体検査
②	法令名	と畜場法
③	法令番号	昭和28年法律第114号
④	根拠条項	第14条第3項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	第14条 3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。
⑦	審査基準	と畜検査実施要領(昭和47年厚生省衛乳第48号)第8
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)1日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	1日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生担当(075-414-4759)
⑬	備考	